

○第三セクター等の経営健全化等に関する指針(平成26年8月5日付自治財政局長通知)

地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが必要。

○今後、地方公共団体の第三セクター等に対する損失補償等の財政援助の状況等に関し、調査・公表を行い、地方公共団体の第三セクター等に対する経営健全化の取組を強力に後押し。

調査対象

第三セクター等(※)のうち、地方公共団体が損失補償等(損失補償・債務保証、貸付金)の財政援助を行っているもの

(※) 第三セクター(地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団・財団法人、会社法人)及び地方三公社(地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社)。事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人、銀行等金融機関並びに広域的に事業を行う電力会社又はガス会社、社会福祉法人や信用保証協会等の特別法の規定に基づいて設立された法人は除く。

調査内容

- ① 地方公共団体の第三セクター等に係る財政的リスク等(損失補償・債務保証、貸付金の状況等)
- ② 財政的リスクへの対応状況等

調査スケジュール(見込)

2月上旬	調査発出
2月末	回答〆切
3月中	集計・分析
4月以降	調査結果公表